

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課

説明資料

1. 政府の動きや関連の答申等

- 教育基本法、学校教育法の改正の概要 … 1
- 経済財政改革の基本方針 2007（骨太の方針 2007）（抄） … 3
- 教育再生会議第三次提言（抄） … 4
- 中央教育審議会答申「教育振興基本計画について」（抄） … 6
- 財政制度等審議会答申
「平成20年度予算編成の基本的考え方について」（抄） …11
- 産業構造審議会基本政策部会報告
「経済成長と公平性の両立に向けて」（抄） …12
- 情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会報告書（要旨） …14
- 幼児教育の保護者負担の軽減に関する有識者ヒアリング開催概要 …15
- 社会保障審議会少子化対策特別部会（平成20年5月19日）資料1-1
「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方（案）」 …16

2. 幼稚園、保育所に関する現行制度等

- 幼稚園と保育所の比較 …25
- 幼稚園と保育所における公費負担の現行制度 …26
- 幼稚園と保育所の費用負担の比較 …27
- 諸外国における幼児教育 …28
- 少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査 …29

教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）

（幼児期の教育）

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

学校教育法等の一部を改正する法律の概要 (幼稚園に関する規定の改正)

1. 規定順の変更

学校種の規定順について、幼稚園を最初に規定する。

(改正前) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園
→(改正後) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

2. 目的・目標規定の改正

○ 目的

第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その身の発達を助長することを目的とする。

○ 目標

第二十三條 幼稚園における教育は、前条の目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

3. 家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定の新設

第二十四條 幼稚園においては、第二十二條の目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めなければならない。

4. 預かり保育の適正な位置付け

預かり保育に関しては、学校教育法に基づき文部科学大臣が定める事項に含まれることを規定上明確化。

(改正前) 幼稚園の保育内容に関する事項は、(中略)文部科学大臣が、これを定める。
→(改正後) 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、(中略)文部科学大臣が定める。

「経済財政改革の基本方針2007（骨太の方針）」（抜粋）

（平成19年6月19日閣議決定）

第4章 持続的で安心できる社会の実現

2. 教育再生

【具体的な手段】

（2）心と体の調和の取れた人間形成

③親の学びと子育てを応援する社会

幼児教育の将来の無償化の検討など幼児教育の充実

6. 多様なライフスタイルを支える環境整備

【具体的手段】

- ・ 幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、
当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど幼児教育の振興を図る。

教育再生会議

「社会総がかりで教育再生を ～学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が
一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～ ー第三次報告ー」

(平成19年12月25日)

—幼児教育関係部分 抜粋—

各 論

1. 学力の向上に徹底的に取り組む ～未来を切り拓く学力の育成～

(2)「6-3-3-4制」を弾力化する

○子供の発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討する

- ・ (略)
- ・ 幼小連携をはじめ、小中、中高、高大の間の接続や連携の仕方、区切りのない一貫教育など、柔軟な取組を可能にする。

5. 現場の自主性を活かすシステムの構築 ～情報を公開し、現場の切磋琢磨を促し、努力する学校に報いる～

(2)適正な競争原理の導入により、学校の質を高める

③低所得家庭等の子供の学校選択を拡大するための取組

各都道府県、市町村における奨学金や就園奨励費事業において、低所得家庭の子供が私立学校、幼稚園に通う際の負担軽減の拡充に取り組む。フリースクール等に通う不登校の子供への支援の在り方についても検討する。

6. 社会総がかりでの子供、若者、家庭への支援 ～青少年を健全に育成する仕組みと環境を～

(3)幼児教育を充実する、子育て家庭、親の学びを地域で支援する

○幼児期からの規律ある生活習慣や情操教育を重視する、将来的な幼児教育の無償化を検討する

- ・ 幼児期からの規律ある生活習慣の確立や情操教育を重視し、脳科学や社会科学などの科学的知見も活用し、子供の発達段階に応じた体系的な幼児教育カリキュラムを開発するための専門的検討を国において推進する。
- ・ 将来的な「幼児教育の無償化」について、具体的な検討を進める。「5歳児から」「2人目から」など段階的な導入も視野に入れる。
- ・ 当面、認定こども園の設置促進、保護者の経済的負担の軽減、延長保育の充実などを進める。また、保護者が延長保育に頼らなくてもいい社会環境の整備を目指す。将来的な「幼保一元化」についても、検討を進める。
- ・ 乳幼児を持つ若い親やこれから親になろうとする人の「親の学び」を支援し、推進するため、

- ① 幼稚園、保育所、認定こども園等の相談機能の充実や日常的な保護者の交流の場の提供
 - ② 「おやじの会」「良い子を育てる親の会」「祖父母の会」などの組織化の推進
 - ③ 保護者が子供の教科書を読む活動や、子供、家庭、教員が連絡を取りながら生活習慣を身に付けさせる活動(例えば「お手伝い手帳」)の推奨
 - ④ 中学校や高校の家庭科などにおける命を大切にする教育や子供の養育に関する教育、体験活動の充実を図る。
- ・ 子供が小さい間は家族が夕食を囲むことができる「ノー残業デー」や、授業参観や学校行事に保護者が参加できる「学校行事休暇」などを設ける企業を、国や自治体が支援するなど、子育て世代の育児を支援するための環境づくり(ワーク・ライフ・バランス)を推進する。

「教育振興基本計画について」（平成20年4月18日中教審答申） ＜幼児教育関係部分抜粋＞

第2章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

（1）今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

知識基盤社会の進展や国内外における競争の激化等の中で、未来に向けての教育の重要性を考えると、教育の発展なくして我が国の持続的な発展はなく、社会全体で「教育立国」の実現に取り組む必要がある。

このことを踏まえ、教育振興基本計画においては、改正教育基本法に示された教育の理念の実現に向け、今後おおむね10年間を通じて目指すべき教育の姿として、以下の目標を掲げる。

① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる

幼児期から義務教育修了までの教育を通じて、学校、家庭、地域が一体となって、基本的な生活習慣の習得や社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対応しながら、すべての子どもが、自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てるとともに、国家及び社会の形成者として必要な基本的資質を養う。

ア 公教育の質を高め、信頼を確立する

世界トップクラスの学力水準を確保し、責任ある社会の一員として自立して生きていくための基礎となる力を育てる。このような力を、子どもの状況に応じ、特別な支援を必要とする子どもや不登校の子ども等も含め、すべての子どもたちに養う。このために、教育内容、教育条件の質の向上を図り、全国どの地域においても、誰もが安心して子どもを学校に通わせ、優れた教員の下で教育を受けることができるようにする。

イ 社会全体で子どもを育てる

教育の出発点である家庭の教育力を高める。地域全体で子どもをはぐくむことができるよう、その教育力を高めるとともに、地域が学校を支える仕組みを構築する。このことを通じ、地域の絆や信頼関係を強化し、より強固で安定した社会基盤づくりにも資する。

② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

（省略）

義務教育修了までの教育は、個人として、国民として生きる上での基本となる力を培うものであり、これに幼児期の段階から取り組むことにより、早い段階で能力と責任感を備えた社会の構成者を育成し、将来も含めた社会の安定や発展にも資することが期待される。また、義務教育後の教育、中でも高等教育は、知識基盤社会における活力の源泉となるも

のであり、将来にわたる社会の発展の基盤の構築に寄与すべきものである。これら各段階における教育の充実を通じて、生涯学習社会の実現を目指す必要がある。

(2) 目指すべき教育投資の方向

今後10年間を通じて以上のような教育の姿の実現を目指すためには、関係者の一層の努力を促すとともに、その教育活動を支える諸条件の整備を行うことが必要である。

現在、我が国の教育に対する公財政支出は、他の教育先進国と比較して低いと指摘されている。例えば、公財政教育支出のGDP比については、OECD諸国の平均が5.0%であるのに対して、我が国は3.5%となっている。また、特に就学前段階や高等教育段階では、家計負担を中心とした私費負担が大きい。こうしたデータについては、全人口に占める児童生徒の割合、一般政府総支出や国民負担率、GDPの規模などを勘案する必要があり、単純な指摘はできないところであるが、そうした中で現下の様々な教育課題についての国民の声に応え、所要の施策を講じる必要がある。

学校段階別に見ると、小学校就学前の段階では、近年、先進諸国では幼児教育の重要性を踏まえ、無償化の取組が一部で進められている。幼児教育の無償化については、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討することが課題となっている。

小学校以降の初等中等教育段階については、多様化・複雑化する教育課題に対応するとともに一人一人の子どもに教員が向き合う時間を十分に確保しつつ、きめ細かな対応ができる環境を実現するなど、質の高い教育を実現するための条件整備を図る必要がある。

高等学校及び高等教育段階については、家庭の経済状況にかかわらず、修学の機会が確保されるようにすることが課題となっている。高等教育段階については、知的競争時代において諸外国が大学等に重点投資を行い、優秀な人材を惹きつけようとする中で、教育研究の水準の維持・向上を図り、国際的な競争に伍していくことが課題となっている。

さらに、学校施設をはじめとする教育施設の耐震化など、誰もが安全・安心な環境で学ぶことのできる条件の整備が大きな課題となっている。

以上を踏まえ、今後10年間を通じて、上述した教育の姿の実現を目指し、必要な予算について財源を確保し、欧米主要国と比べて遜色のない教育水準を確保すべく教育投資の充実を図っていくことが必要である。

この際、歳出・歳入一体改革と整合性を取り、効率化を徹底し、まためり張りを付けながら、真に必要な投資を行うこととする。

あわせて、特に高等教育については、世界最高水準の教育研究環境の実現を念頭に置きつつ、教育投資の充実を図るとともに、寄附金や受託研究等の企業等の資金も重要な役割を果たしていることから、その一層の拡充が可能となるよう、税制上の措置の活用を含む環境整備等を進める必要がある。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(3) 基本的方向ごとの施策

前述の四つの基本的方向に基づき、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿の実現に向け、今後5年間、以下のような施策を中心に取り組む。

政府は、教育が、国、地方公共団体、保護者、企業等のそれぞれの責務において実施されるものであることを前提に、所要の施策に取り組む必要がある。

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

② 家庭の教育力の向上を図る

改正教育基本法第10条（家庭教育）において、保護者は子の教育に第一義的な責任を有するものであって、生活のため必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならないと規定されている。家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるための支援を進める必要がある。あわせて、すべての親が自信を持って安心して子育てをすることができるよう、関係府省の連携はもとより、社会全体で家庭教育を支援する必要がある。

【施策】

◇ 幼稚園等を活用した子育ての支援の推進

幼稚園、保育所及び認定こども園が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの子育ての支援を促す。

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

② 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

【施策】

◇ 総合的な学力向上策の実施

- ・ 6-3-3-4制の弾力化に関し、小中一貫教育やいわゆる飛び級を含め、幼児教育と小学校との連携など、各学校段階間の円滑な連携・接続等のための取組について検討する。

⑤ 幼児期における教育を推進する

改正教育基本法第11条（幼児期の教育）の規定を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保育所との連携の強化を図りつつ、その質の向上など幼児教育の推進に向けて取り組む。

【施策】

◇ 認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進

国民の多様なニーズに応えるため、認定こども園については、利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、今回の計画期間中のできる限り早期に認定件数が2,000件以上になることを目指し、制度の普及啓発や幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けた運用改善など必要な支援を講じる。

また、小学校就学前の幼児のうち3歳児については、幼稚園、保育所又は認定こども園への就園の普及啓発に努めていく。

◇ 幼児教育全体の質の向上

- ・ 幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平成21年から実施するとともに、幼稚園・保育所と小学校の連携を促す。また、幼稚園が行う「預かり保育」についても、新しい幼稚園教育要領に規定した内容の周知を図る。
- ・ 幼稚園における学校評価の実施とその結果の公表についても、幼稚園の特性を踏まえて、前述の小学校や中学校等と同様の取組を推進する。
- ・ 教職員の資質向上のため、幼稚園・保育所の教職員に対する合同研修を促進するとともに、養成段階における幼稚園教諭免許と保育士資格の取得の促進はもとより、現職者においてもそれらの併有を促す。さらに、幼稚園教諭一種免許状を有する現職幼稚園教員の増加を促す。
- ・ 幼稚園の保健安全対策に関する取組を促す。

◇ 幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減

幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

◇ 幼稚園等を活用した子育てへの支援の推進

幼児期における教育を推進する観点からも、幼稚園等を活用した子育てへの支援を推進する(前述19ページを参照)。

基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

④ 教育機会の均等を確保する

能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じる。

【施策】

◇ 幼児教育の無償化の検討

幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。(前述29ページを参照)。

(4) 特に重点的に取り組むべき事項

(3)で述べた今後5年間に取り組むべき施策の中でも、とりわけ以下の事項については、特に重点的な取組が求められる。

◎ 豊かな心と健やかな体の育成

○ 幼児教育の推進

幼稚園と保育所の連携を進め、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平成21年度から実施するとともに、幼児教育に携わる教職員の資質向上のための取組を促す。あわせて、認定こども園については、今回の計画期間中のできる限り早期に認定件数が2,000件以上になることを目指し、制度の普及啓発や幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けた運用改善など必要な支援を講じる。

◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

○ 教育への機会の保障

就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討、就学援助、奨学金、私学助成、税制上の措置の活用を通じた教育への機会の保障を図る。

平成20年度予算編成の基本的考え方について

(平成19年6月6日 財政制度等審議会)

Ⅱ 各分野における歳出改革への取組み

4. 文教・科学技術

(1) 文教予算について

イ. 初等中等教育予算

⑤ 幼児教育の無償化の議論

幼児教育の無償化については、当審議会では指摘している通り、これを教育政策論として考えるのであれば、義務教育無償の原則の下、教育政策担当部局において、まずは幼児教育の義務化について結論を得る必要がある。

こうした結論に至らない場合には、少子化対策として、幼児教育の負担軽減がどれだけ有効かという観点から検討を行う必要がある。この際、少子化対策としての有効性についてはデータに基づいた議論を行うべきであり、また、少子化対策として、幼児教育の負担軽減がどのようなケースにおいて特に求められているのか等につき、具体的な検討を行う必要がある。

『経済成長と公平性の両立に向けて～「自立・共生社会」実現の道標～』

産業構造審議会 基本政策部会 報告書(平成 19 年 10 月／経済産業省)

【幼児教育関係抜粋】

第Ⅱ節 4つのライフステージと7つの提言

(1) 基礎能力を充実する幼少期(出生から義務教育修了まで)

(就学前教育、義務教育の重要性)

・・・(略)・・・

○人的資本論に基づいた教育の収益率に関する実証研究では、より早期の教育が高い効果を挙げると言われている。実際に、米国で実施された調査においても、幼児教育を与えられた子ども達は、幼児教育を受けていない子ども達よりも、高校卒業率や収入は上昇し、公的扶助受給率や犯罪率は減少するなどの結果が得られている。

○近年の子ども達は学力面のみならず、社会性等の能力が欠如しているとの指摘もある。こうした問題の背景として、我が国の子どもをめぐる社会環境について、

- ・急激な少子化の進行により、子どもの数や兄弟の数も減少する中で、集団活動や異年齢交流の機会が不足
- ・核家族化の進行や地域関係の希薄化などによる家庭や地域の子育て力の低下等を背景とした子育ての孤立化
- ・共働き世帯が半数を超えるなど、就労形態の多様化に伴う親子関係の関わり方の変化といった著しい変化が指摘されている。

従来型の家族形態等を想定したシステムの下では、こうした社会環境の変化が、集団活動・異年齢交流の機会不足や子育ての孤立化を通じて、児童虐待の増加など子どもの成長・発達にとって深刻な悪影響をもたらしている可能性もある。

○また、近年の研究によれば、子どもの能力形成については、「読み・書き・そろばん」といった知識に近い「認知能力(cognitive ability)」のみならず、忍耐力、時間や余暇に対する選好、社会人基礎力といった、知識に現れない「非認知能力(non-cognitive ability)」も賃金や教育水準、成人になったときの行動に影響を与えることが指摘されている。こうした能力は、幼少期から形成されるため、幼少期においてこうした能力の十分な形成が行われなかった場合、青年期の政策介入によって一定の成果を得ようとする、幼少期への政策介入よりもはるかに大きなコストがかかることとなる。

- こうした点を解決していくためにも、より早期段階の教育の充実を通じて基礎能力の形成期に十分な人的資本基礎力が養成されれば、より高次の教育への円滑な移行がなされることによって将来の人的資本形成力が強化され、ライフサイクルを通じて、スキルや稼得能力の格差縮小につながることが期待される。また、こうした教育の効果として、個々人の賃金向上という私的収益の向上が図られるばかりではなく、高まった賃金からの税収増や公的扶助（セーフティネット）の必要性の軽減、生産性の高まり等によって社会全体がメリットを受けることにもつながる。
- なお、先進諸国では、幼児教育の無償化など早期教育への支援強化が大きな流れとなっている。例えば、英国では、就学前教育、保育サービスの充実や地域で提供する育児サービスの総合化等を図るための「シュアスタート」と呼ばれる国家プロジェクトが推進されている。
- 他方、我が国の就学前教育や学校教育に対する公的支出の水準は他の先進国と比べて低い状況のままである。こうした状況を踏まえ、人生の導入部に当たる出生から義務教育修了までの期間については、その後の高校教育、大学等教育や職業教育が十分な効果を発揮可能にする水準まで、基礎的な能力が引き上げられるよう、政府が主体的な役割を果たしていくことが必要である。

提言 1：この時期の人的資本への投資は、その社会的リターンがその他のライフステージに比較して高いことに注目し、初等・中等教育の基礎学力の向上、就学前を含めた幼少期の人的資本形成施策の充実、公平な機会の提供を図る。就学前から義務教育課程までの関連施策の緊密な連携や学校外の教育資源の活用を通じた施策効果の最大化を図る。政府による積極的な関与により、教育の最低保障水準を確保する。（日本版「シュアスタート」プログラム：平成寺子屋プログラム（仮称））

- 就学前から義務教育課程までの育児・教育制度、サービスの統合的な運用を目指す包括的なプログラム（「平成寺子屋プログラム（仮称）」）が必要である。その下で、幼保一元化、充実した幼少教育や基礎学力の底上げを実現するための幼稚園、保育所、小学校・中学校における相互連携や、就学前・幼少教育の無償化又は義務教育開始年齢の引き下げ、職業観教育（キャリア教育、社会人基礎力の育成、理系人材の育成等）の強化、補修教育の充実・民間教育主体の活用等の検討を行う。
- プログラムの具体化にあたっては、地域の創意工夫を反映し、各施策・サービスの連携強化・効率化やサービスの質向上を進める仕組みが必要となる。このため、市町村、あるいはそれより小さい地域単位で、ユーザーである住民参加型の組織（「地域寺子屋委員会（仮称）」）を設置することが考えられる。

「情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会」報告書
(平成17年10月・文部科学省)【要旨】

I 子どもの情動等に関してある程度明らかになっている事項

※ 既存の研究成果から以下のことが分かっている。

- ① 子どもの対人関係能力や社会的適応能力の育成のためには適切な『愛着』形成が重要
- ② 子どものこころの健全な発達のためには、定期的な睡眠やバランスのとれた食事等の基本的生活リズムの獲得が重要
- ③ 子どもが安定した自己を形成するには、他者の存在が重要であり、特に保護者の役割が重要
- ④ 情動は、生まれてから5歳くらいまでにその原型が形成されると考えられるため、子どもの情動の健全な発達のためには乳幼児教育が重要
- ⑤ 成人脳にも高い可塑性を示す領域がありこれを意識した生涯学習が重要
- ⑥ 子ども達の健やかな発達に重要な機能を発揮する前頭連合野の感受性期(臨界期)は、8歳くらいがピークで20歳くらいまで続くと思われ、その時期に、社会関係の正しい教育と学習が大切

II 研究の一層の進展が期待される事項

- ① 家庭教育や親子関係等に関わる研究分野
- ② 教育全体に関わる研究分野
- ③ 子どものおこころの問題に関わる研究分野

III 今後の課題解決のために必要な方策

※ 今後は、課題解決のために以下のような取組が必要である。

- ① 学際的な研究連携等をコーディネートする仕組み作りに関する検討
- ③ 研究成果のスクリーニングを行う仕組み作りに関する検討
- ④ 研究と教育との双方向的な連携のための仕組み作りに関する検討
- ⑤ 子どもの発達を早期から前方視的・縦断的にみていく体制作り
- ⑥ 子どものおこころの発達の支援のための総合的なシステム構築や各機関の連携・協力体制の構築

幼児教育の保護者負担の軽減に関する有識者ヒアリングについて

1. 設置趣旨

- ・「骨太の方針」等の閣議決定において、幼児教育の将来の無償化について歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど幼児教育の振興を図ることとされている。
- ・初等中等教育局を中心として、有識者ヒアリングを実施し、諸外国の取組み、制度の基本的あり方等について基礎的調査を行うもの（局長決定に基づき実施）。

ヒアリングのメンバー

初等中等教育局長

大臣官房審議官（初等中等教育局担当）

初等中等教育局 初等中等教育企画課長、視学官、幼児教育課長 等

2. 開催状況

○第1回：平成18年12月 8日（金）

講師：秋田 喜代美 東京大学大学院 教授

※OECDのレポートを中心に、諸外国の幼児教育の無償化の状況と課題について

○第2回：平成18年12月26日（火）

講師：鈴木 正敏 兵庫教育大学 教授

※米国における各種プログラムの実施状況や、その課題等について

○第3回：平成18年12月27日（水）

講師：無藤 隆 白梅学園大学 学長

※幼児教育の無償化に関する教育政策上の課題の整理について

○第4回：平成19年 1月30日（火）

講師：柴崎 正行 大妻女子大学 教授

※英国の教育水準局（Ofsted）における幼児教育の評価に向けた取組について

○第5回：平成19年 2月 2日（金）

講師：朴 香俄（パク・ヒョンア） 韓国慶南大学校 教授

※韓国における幼児教育の無償化の導入の経緯、現状と課題等について

○第6回：平成19年 2月 9日（金）

講師：池本 美香 株式会社日本総合研究所 主任研究員

※ニュージーランド、スウェーデン等の幼児教育の状況等について

○第7回：平成19年 3月 9日（金）

講師：高橋 道子 秋田県教育庁 幼保推進課長

※秋田県における子育て支援・教育施策の取組状況について

○第8回：平成19年10月29日（月）

講師：藤井 穂高 東京学芸大学 准教授

※フランスの幼児教育の状況、無償教育の現状等について

○第9回：平成19年11月 5日（月）

講師：稲毛 律夫 東京都江戸川区 子ども家庭部長

※江戸川区における子育て支援の状況、保護者負担の軽減策について

○第10回：平成19年12月13日（木）

講師：キャロリン・シャープ イギリス国立教育研究所 主席研究員

※イギリスの幼児教育の状況、無償教育の現状等について

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた

基本的考え方（案）

昨年末の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」という。)のとりまとめを受け、社会保障審議会少子化対策特別部会においては、本年3月より、●回に渡り、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた議論を行い、今後の具体的な制度体系設計の検討に向け、以下のとおり基本的考え方をとりまとめた。

我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、また、国民の高い関心もある。こうしたことを念頭に、経済財政諮問会議や地方分権改革推進委員会などから様々な指摘が出されていることも踏まえながら、引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な財源の手当を前提として、以下の基本的考え方に基づき、速やかに議論を進めていく必要がある。その際、社会保障国民会議においても関連する議論が行われており、連携を図りながら議論を進めていく必要がある。

1 基本認識

(1) 新制度体系が目指すもの

(すべての子どもの健やかな育ちの支援)

- 次世代育成支援のための新たな制度体系(以下「新制度体系」という。)においては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」という考えを基本におくことが重要である。

(結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現)

- 重点戦略で示されたとおり、我が国においては、結婚・出産・子育てに対する国民の希望と現実が大きく乖離している現状がある。この乖離を生み出している社会的要因を取り除くことを通じ、国民の希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会としていくことが求められている。

(働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築)

- また、人口減少下における持続的な経済発展の基盤としても、「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の二点を同時達成することが必要であり、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決する必要がある。

そのためには、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」という考え方と、「親の仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築」という考え方の両面を基本におくことが必要である。

(未来への投資)

- 新制度体系においては、次世代育成支援が、良好な育成環境の実現により、子どもの成長に大きな意義を有するとともに、社会問題の減少など長期的な社会的コストの低減も期待され、また、将来の我が国の担い手の育成の基礎となるものであり、「未来への投資」

であるという視点を共有する必要がある。

(2)新制度体系に求められる要素

(包括性・体系性)

- 新制度体系においては、給付内容や費用負担がそれぞれの考え方にに基づき行われている次世代育成支援に関する給付・サービス(※)を、広く包括的に捉えた上で、関係府省間において連携を図りつつ、体系的に整理していくことが必要である。

※ 保育・放課後児童クラブといった仕事と子育ての両立を支えるサービスの他、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援サービス、妊婦健診等の母子保健サービス、児童虐待防止や社会的養護、児童手当・育児休業給付などの現金給付などが含まれる。これらサービス・給付が、市町村や都道府県の連携等により、総合的に行われることが必要。

(普遍性)

- 新制度体系においては、地方公共団体の適切な関与の下で、誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択し、利用できるようにすることが必要である。

(連続性)

- 新制度体系においては、事業主の取組と地方公共団体の取組の連結や十分なサービス量の確保等を通じ、育児休業明けの保育所入所、就学後の放課後児童クラブの利用等、切れ目ない支援が行われるようにすることが必要である。

(3) 効果的な財政投入、そのために必要となる財源確保と社会全体による重層的な負担

- 我が国の次世代育成支援に対する財政投入は、諸外国に比べ規模が小さい(※)。今後、サービス量の拡大を行っていくためには、一定規模の効果的財政投入が必要である。そのために、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行い、必要な負担を次世代に先送りするようなことはあってはならない。

※家族関係社会支出の対GDP比を見ると、欧州諸国が2～3%であるのに対し、日本は1%未満となっている。また、日本の社会保障全体に占める家族関係社会支出は4%に過ぎず、欧州諸国と比較しても際だって低い。

- 新制度体系において必要な費用の負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面を有することを踏まえ、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- 今後、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会全体での負担の合意を得る努力を行うことが必要である。

2 サービスの量的拡大

(1) 「質」が確保された「量」の拡充

- 次世代育成支援に対する財政投入全体の規模の拡充が必要であるが、緊急性の高さや実施や普及に時間がかかることを考慮し、とりわけサービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要がある。
- 我が国の子育て支援サービスは、全般的に「量」が不十分であり、保育サービス、放課後児童クラブや、地域子育て支援拠点、一時預かり、社会的養護など、様々なサービスにおいて、必要な人が必要な時に利用可能な状態にはなっていない。特に、保育サービスや放課後児童クラブなど、仕事と子育ての両立を支えるサービスについては、サービス基盤の整備と、女性の就業希望の実現が相互に関連するため、大きな潜在需要を抱えている。
- 保育サービス等については、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において10年後(2017年)の目標として掲げられたサービス量の実現に向け、「新待機児童ゼロ作戦」の展開等により、待機児童の多い地域への重点的取組とともに、女性の就業率の高まりに応じた潜在需要にも対応し、スピード感を持って量的拡大をすることが必要である。
- その際には、限られた財源の中で、子どもの健やかな育成のために必要な「質」の確保と、「量」の拡充の必要性のバランスを常に勘案することが求められる。

(2) 「量」の拡充に向けた視点・留意点

- 保育サービス等の抜本的な「量」の拡充を実現するためには、認可保育所の拡充を基本としつつ、多様な主体が、働き方やニーズの多様化に対応した多様なサービスを提供する仕組みとしていくことが必要である。その際、多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性を高めるとともに、「質」の担保の方策を考えていく必要がある。
- また、従事者の中長期的な需給を見通しながら、その確保のための方策を検討していく必要がある。その際には、仕事と生活の調和や業務のやり甲斐、キャリアパスなど、人材の定着に向けた働き方や処遇のあり方についても、併せて検討する必要がある。

3 サービスの質の維持・向上

(1) 全体的事項

- 質の高い専門性のあるサービスを提供することで、子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援することが重要である。
- 保育サービス、放課後児童クラブ、その他各種子育て支援サービス、社会的養護などについて、子の年齢、家庭の状況、サービス利用時間、サービスへの親の関わり方、サ

サービス提供方法などに応じたサービスの質の確保やその検証を行っていくことが重要である。

- 将来的に優れた人材確保を行っていくためには、保育士等の従事者の処遇のあり方は重要であり、サービスの質の向上に向けた取組が促進されるような方策を併せて検討すべきである。

(2) 保育サービス

- 子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼす保育サービスに関しては、担い手に相応の専門性が必要である。また、多様化する家族問題への対応、親に対する支援、障害をもつ子どもの受入れなど、保育サービスの担う役割が拡大しており、それに対応した専門性の向上も求められる。
- 保育所に期待されている役割の拡大に応じ、人格形成期のすべての子どもに対する適切な保育が確保されるよう、保育士や専門職等の職員配置や、子どもの生活空間等の保育環境の在り方を検討する必要がある。
- 保育環境等のあり方については、利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫の発揮に十分配慮しながら、その維持・向上を図ることが必要であり、科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを検討していく必要がある。
- 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、その他の認可保育所以外の多様なサービスを視野に入れ、地域のすべての子どもの健やかな育ちを支援するため、保育サービス全体を念頭においた「質」の向上を考える必要がある。
- 保育サービスは、行政、サービス提供主体及び保護者が、連携・協力してサービスを改善していくという視点が重要である。

4 財源・費用負担

(1) 社会全体による費用負担

- 次世代育成支援は、「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面のみならず、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面や、仕事と子育ての両立支援としての側面を有し、我が国の重要な政策課題である。新制度体系において必要な費用負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、こうした側面を有することを踏まえ、1(3)の基本認識の下、社会全体で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- また、次世代育成支援に関する給付・サービスの目的や受益とそれらに対する費用負担のあり方が連動すべきものであることを踏まえ、国・地方自治体・事業者・個人が、それ

それぞれの役割に応じどのように費用を負担していくか、さらに踏み込んだ議論が必要である。

(2) 地方財政への配慮

- 保育所をはじめ子育て支援サービスの主たる実施主体である市町村の厳しい財政事情に配慮し、新制度体系への地方負担について財源の確保を図るなどにより、サービス水準を維持・向上させていくことを検討する必要がある。
- その際、地域特性に応じた柔軟な取組を最大限尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みを考える必要がある。
- 公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要である。

(3) 事業主の費用負担

- 事業主の費用負担を考えるに際しては、次世代育成支援の現在の労働者の両立支援としての側面、将来の労働力の育成の基礎としての側面などを考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格も考慮すべきである。

(4) 利用者負担

- 利用者負担について、給付費に対する負担水準をどうするか、その設定方法をどうするか等は重要な課題であり、低所得層が安心して利用できるようにすることに配慮しつつ、今後、具体的な議論が必要である。

(5) その他

- また、給付に対する社会全体(国・地方自治体・事業主・個人)の重層的負担、利用者負担に加え、多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきである。

5 保育のサービス提供の仕組みの検討

(基本的考え方)

- 希望するすべての人が安心して子どもを預け働くことができるように、全国どこにおいても一定水準の保育機能が確保され、かつその質の向上が図られるとともに、保育の機会がそれぞれの事情に応じて選択できることを基本に考える必要がある。
- 保育のサービス提供の仕組みについては、保育サービスを量的に拡大し、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能としていくために、効率化を図っていく必要がある。
併せて、保育サービスには、対人社会サービスとして、以下のような公的性格・特性があり、これらを踏まえる必要がある。
 - ・ 良好な育成環境の保障という公的性格
 - ・ 情報の非対称性
 - ・ 質や成果の評価に困難が伴うこと
 - ・ 選択者(保護者)と最終利用者(子ども)が異なること

- ・ 子育て中の親が親としての役割を果たすための支援など保育サービス提供者と保護者の関係は単なる経済的取引で捉えきれない相互性を有すること

○ 従って、今日のニーズに対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、保育のサービス提供の仕組みについては、こうした対人社会サービスとしての保育サービスの公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム(完全な市場メカニズムとは別個の考え方に基づくもの)を基本に、新しい仕組みを検討していくことが考えられる。

(保育サービスの必要性の判断基準)

○ 保育サービスの必要性については、現状では、各市町村が条例に基づき「保育に欠ける」旨の判断を行っているが、より普遍的に仕事と子育ての両立を支援する観点から、また、全国どこでも必要な保育サービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を各地域で適切に判断できる新たな基準を導入するなど、保育サービスの利用要件のあり方を検討する必要がある。

(利用方式のあり方)

○ 保護者とサービス提供者の契約など利用方式のあり方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえつつ、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能とする方向で、保育をめぐる需給バランスの改善とも並行して、さらに検討していく必要がある。

○ その際、保護者は基本的に子どものために選択を行うと期待されるが、保護者と子どもの利益が一致しない場合に子どもの利益を配慮すること、保育支援の必要度が高い子どもの利用が損なわれないこと、サービス提供者による不適切な選別がなされないこと等、保育サービスの提供の責任を有する市町村等が適切に関与する仕組みや、保護者が情報を適切に入手、理解できるような支援、選択に際しての判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等を併せて検討することが必要である。

○ また、これらの新しい仕組みを導入する場合には、新たな基準により保育サービスの必要性が認められた保護者が、それぞれの事情に応じて保育サービスを選択できるだけの「量」が保障されること、また、それを裏付ける財源の確保がなされることが不可欠である。

(地域特性への配慮)

○ さらに、保育サービスが、基本的に利用する保護者の生活圏で提供され、地域との関わりが密接であることにかんがみ、地方公共団体が、地域の保育機能の維持向上や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要である。

○ また、待機児童がいる都市部と、過疎化が進み厳しい財政状況の中でやっと保育機能を維持している地域とでは、問題の質や、取り組むべき内容が異なることに留意しつつ、実情に合わせた柔軟かつ質を担保した適切な支援を行う必要がある。

(幼保連携)

- 幼稚園と保育所については、現行の幼稚園による預かり保育の実施状況や、認定こども園の制度運用の検証も踏まえ、関係府省間において連携を図りながら、就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討が必要である。

6 すべての子育て家庭に対する支援等

- 新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、保育サービス等の仕事と子育ての両立に関わるもののみならず、妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、家庭訪問事業等、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要であり、その量的拡充、質の維持・向上、財源のあり方を考えていく必要がある。
- 子どもが病気になったときにできる限り保護者が仕事を休める働き方の見直しが必要であるが、病児・病後児保育については、現状では、箇所数が限られており、誰もがどこに住んでいても必要な時に利用できる実情にはないため、就業継続に関して非常に重要な意義を有していることにかんがみ、保護者、事業主等の理解・協力の下、その拡充が必要である。
- 認定こども園や、放課後子どもプラン等についても、地域に実情に応じた事業の取組の実態を踏まえ、関係府省や地方公共団体とも連携して、保護者や子ども本位のサービスを行えるよう、柔軟な支援を行っていくことが重要である。
- 親の成長の支援の必要性等も踏まえ、地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす体制についても検討すべきである。
- 育児休業の取得促進には育児休業給付が重要であるなど、現金給付についても議論が必要である。

7 多様な主体の参画・協働

- 利用者の視点に立った制度の見直し、運用改善を継続的に行い、制度の弾力性、持続可能性を図っていく仕組みを検討すべきである。
- 新制度体系に基づく次世代育成支援は、保護者、祖父母、高齢者をはじめとする地域住民、NPO、企業など、多様な主体の協働・参画により、地域の力を引き出して行っていくべきである。
- サービスの担い手としては、依然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が大半を占めているものもあり、新規参入のNPO等が参入しづらい現状がある。今後、多様

な主体の参画に向けた検討がなされるべきである。

- 地方公共団体における施策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画を得る方策を探るべきである。

8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- 新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子どもや社会的養護を必要とする子ども、障害児など特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要である。
- 社会的養護を必要とする子どもたちが、家庭的環境や地域社会とのつながりの中で生活ができるよう、サービスの小規模化や地域化が必要とされる。また、新制度体系下における子育て支援サービスと社会的養護との連結に配慮した仕組みとすることが必要である。
- 新制度体系におけるサービスを考えるに際しては、障害を有する子どもやその保護者が地域の中で共に生活ができるよう、それらの親子が利用しやすいものとする配慮が必要とされる。

9 働き方の見直しの必要性・・・仕事と生活の調和の実現

- 少子化の流れを変えるためには、子育て支援に関する社会的基盤の拡充だけでなく、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現を車の両輪として進めていくことが必要である。
- その際、仕事と生活の調和の実現と子育て支援に関する社会的基盤の拡充の両者が相互補完的な役割を有することを踏まえることが重要である。特に、0歳児保育、延長保育や病児・病後児保育など、働き方の見直しが不十分であるが故に、本来的なニーズ以上に必要とされているものもあり、サービスの拡充と同時に、父親も母親も家庭における子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠である。また、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業に対する支援についても検討していくべきである。
- このため、昨年末に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めるとともに、仕事と子育てを両立できる環境整備に向けた制度的対応を含めた検討を進めるべきである。
- また、出産・子育て期の女性が、長時間の正社員か、短時間の非正規かといった働き

方の二極化を余儀なくされないようにしていくためにも、育児期の短時間勤務等の個人の置かれた状況に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするとともに、公正な処遇を確保することが重要である。

- この際、地方公共団体が見直し予定の後期行動計画等においても、働き方の見直しに関する検討を深め、実効性ある計画にすることが求められる。

終わりに

当部会の次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方は以上である。こうした基本的考え方を推進していくために、今後、サービスの利用者、提供者、地方公共団体、事業主など多くの関係者の意見を聞くとともに、国民的な議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を得ていくことが必要である。

その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。

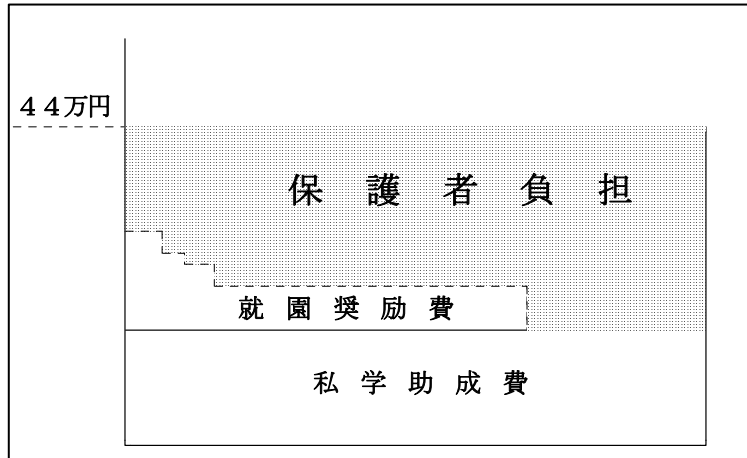
幼稚園と保育所の比較

区 分	幼 稚 園	保 育 所																
【根拠】 施設の性格 根拠法令 目的	学校 学校教育法 「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児の健全な心身の発達を助長することを目的とする」と (学校教育法第22条)	児童福祉施設 児童福祉法 「日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育すること」 (児童福祉法第39条)																
【サービス内容】 対象児 開設日数 保育時間 保育・教育内容	満3歳～就学前の幼児 39週以上（春夏冬休みあり） 4時間を標準 ※預かり保育を実施 幼稚園教育要領 (平成10年12月 文部省告示)	0歳～就学前の保育に欠ける児童 約300日 8時間を原則 ※延長保育、一時保育を実施 保育所保育指針 (平成11年10月 児童家庭局長通知)																
【設置主体】	国（国立大学法人を含む。）、 地方公共団体、学校法人 ※ただし、私立の幼稚園については、当分の間、学校法人によって設置することを要しない。	制限なし																
【人員】 保育士（教諭） の配置基準 資格 職員数	1学級 35人以下 幼稚園教諭専修（院卒） 幼稚園教諭1種（大卒） 幼稚園教諭2種（短大卒） 11万人（H19.5現在）	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>0歳</td> <td>3</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1・2歳</td> <td>6</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>20</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4・5歳</td> <td>30</td> <td>:</td> <td>1</td> </tr> </table> 保育士（国家資格） 28万4千人（H18.10現在）	0歳	3	:	1	1・2歳	6	:	1	3歳	20	:	1	4・5歳	30	:	1
0歳	3	:	1															
1・2歳	6	:	1															
3歳	20	:	1															
4・5歳	30	:	1															
【財源と利用料】 運営に要する 経費 保育料	私立（私学助成） ※H20予算：335億円 (H19予算：334億円) 公立（交付税措置） 幼稚園ごとに保育料を設定 (所得に応じて就園奨励費を助成)	私立（国庫負担金） ※H20予算：3,276億円 (H19予算：3,127億円) (国1/2,都道府県1/4,市町村1/4) 公立（交付税措置） 市町村ごとに保育料を設定 所得に応じた負担																
【施設】 施設基準	幼稚園設置基準 (文部省令) 運動場、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料水用設備等 ※運動場は幼稚園と同一敷地内・隣接	児童福祉施設最低基準 (厚生省令) 保育室、遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所 ※屋外遊戯場は保育所の付近にある場合でも可																
【その他】 入所 施設数 児童数	保護者と幼稚園設置者との契約 1万4千か所（H19.5現在） 国公立 5千か所 私立 8千か所 170万5千人 国公立 133万8千人 私立 36万7千人	市町村と保護者の契約(保護者の希望に基づく) 2万3千か所（H19.4現在） 公立 1万2千か所 私立 1万1千か所 201万5千人 公立 94万5千人 私立 107万1千人																

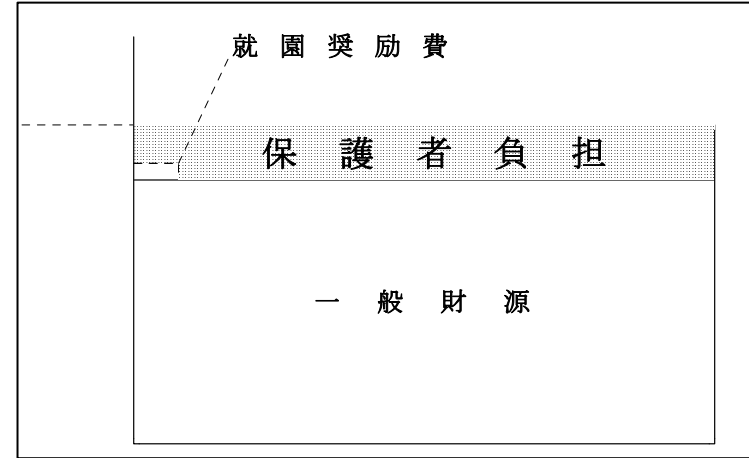
幼稚園・保育所における公費負担の現行制度

(施設費関係を除く)

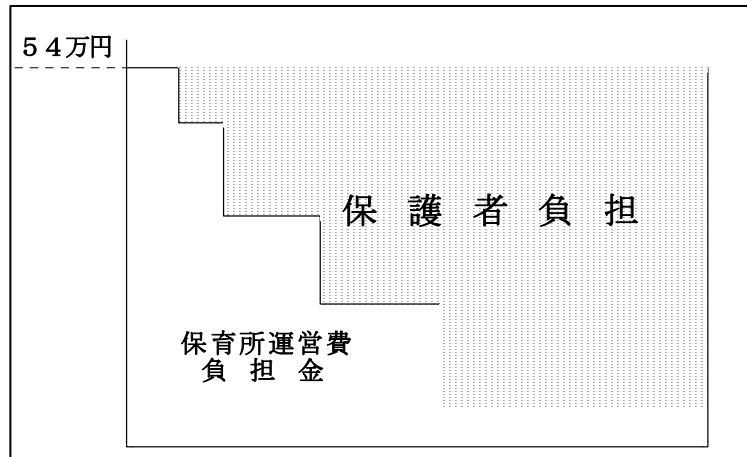
◎私立幼稚園



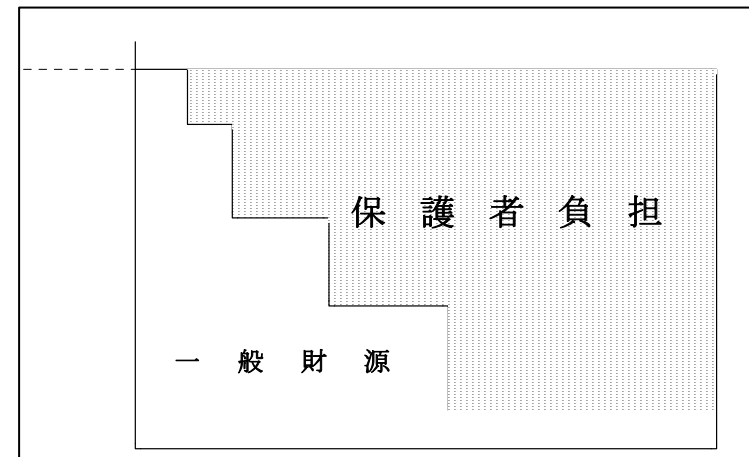
◎公立幼稚園



◎私立保育所



◎公立保育所



低所得 → 高所得

(平成19年度予算ベース)

幼稚園と保育所の費用負担の比較(平成19年度予算ベース) ※施設整備費を除く

公立幼稚園

園児数 33万人
総経費 1,400億円



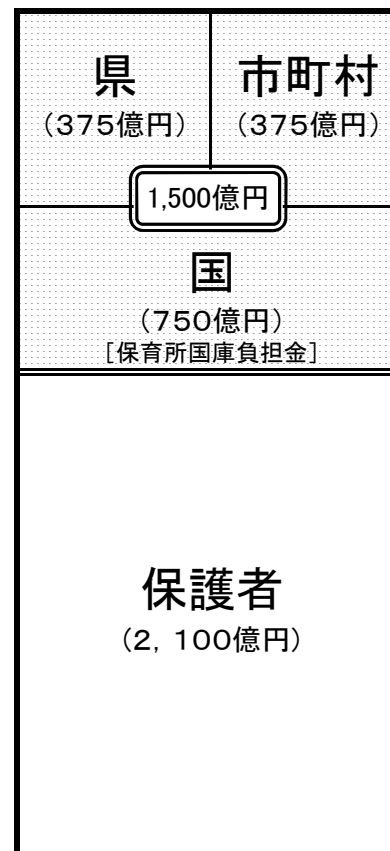
私立幼稚園

園児数 135万人
総経費 6,000億円



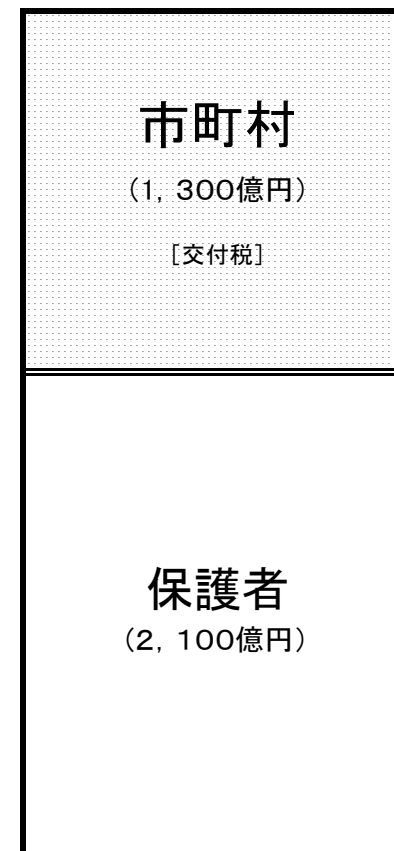
私立保育所(3~5歳)

園児数 66万人
総経費 3,600億円



公立保育所(3~5歳)

園児数 69万人
総経費 3,400億円



(注)平成19年度保育所運営費負担金
予算積算ベースを基に推計

(注)平成19年度保育所運営費負担金
予算積算ベースを基に推計。

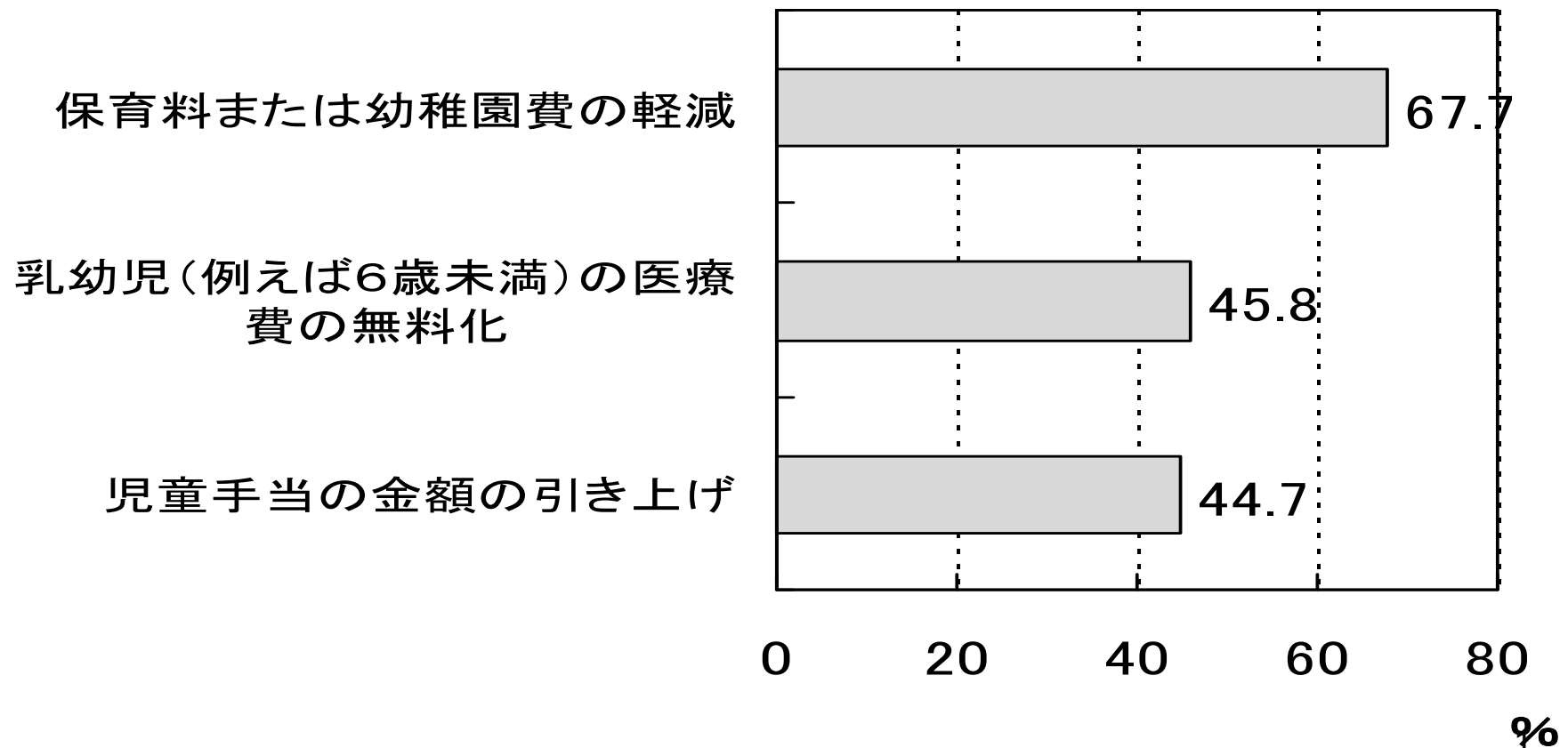
※上記金額は、端数処理(四捨五入)により合計が一致しない場合がある。

諸外国における幼児教育について

国名	制度の概要
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ブレア前政権において、2004年度までに、全ての3、4歳児に対する幼児教育を無償化。</u> (1日2.5時間、週5日、年38週分を無償に。) ・ 5歳から初等学校に入学し、義務教育となる。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>主に3～5歳児を対象とした幼稚園は、99%が公立であり、無償。</u> ・ 6歳から小学校に入学し、義務教育となる。
アメリカ	<p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>主に5歳児を対象とした公立のキンダーガーデンは、無償。</u> ・ 通常は6歳から小学校に入学し、義務教育となるが、一部の州ではキンダーガーデンを義務化。
ドイツ	<p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児を対象とした幼稚園は、基本的に有償。 近年、<u>4つの州・市で5歳児より段階的に無償化を導入。</u> ・ 6歳から基礎学校に入学し、義務教育となる。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5歳児に対する幼児教育・保育を無償化。</u>2005年より施行。(大統領令に基づき低所得者層から順次実施) ・ 6歳から初等学校に入学し、義務教育となる。

少子化対策として「経済的支援措置」が重要だと考える人の7割が「幼稚園費等の軽減」を望んでいる。

Q (経済的支援措置が重要だと考える人に)あなたは、少子化対策としての経済的支援措置として、具体的にどのようなものが望ましいと思いますか。



出典:内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」(平成17年3月)